



永井通信 ☆第15号☆

株式会社東海保険 TEL 0564-27-2533 携帯 080-6903-3880

こんにちは！いつもお世話になっております！(株)東海保険の永井です。今回のテーマは『遺族年金』です。会社員の方であれば給料明細を見てもらうと「厚生年金保険料」として決して少なくない金額が天引きされていると思います。これが主な財源となり、万一亡くなられた時に遺されたご家族は公的遺族年金を受け取れます。公的年金という老後にもらうものというイメージが強いですが「厚生年金『保険』」って書いてありますよね。(国民年金は保険とは記載有りませんが遺族年金を受け取ることができます。)

★遺族基礎年金と遺族厚生年金★

会社員で厚生年金保険に加入されている方は遺族基礎年金と遺族厚生年金が受給できます。いわゆる2階建てになっていますが、国民年金に加入されている方は遺族基礎年金のみの受給です。遺族基礎年金は死亡した方によって生計を維持されていた子、または子のある配偶者が受給対象です。子のない配偶者は受給できません。ちなみに、子というのは「18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子」と定義されています。

★いくらくらいもらえるの？★

- ◆遺族基礎年金：子が一人の場合、約8.3万円(月換算)。2人の場合、約10.2万円(月換算)。3人の場合、約10.8万円(月換算)。それ以上の場合も加算されていきます。子の条件で18歳までという定義があるので、3人兄弟でも第一子が子の定義から外れると約10.2万円になります。第二子も外れると8.3万円に下がります。
- ◆遺族厚生年金：こちらは一律ではなく、働き始めてから亡くなるまでの給料に応じて、受給できる金額は変わってきます。(詳しくは個別に日本年金機構にお問い合わせください。0570-05-1165)おおよそですが平均年収400万円の方であれば約3.3万円。平均年収500万円の方であれば約4万円。平均年収640万円の方であれば約5.3万円。これが再婚しなければずっと受給できます。
- ◆中高齢寡婦加算：「夫死亡時に40歳以上65歳未満で生計を同じくしている子供のいない妻」または「40歳に達したとき遺族基礎年金を受給していた妻が子供の年齢条件により遺族基礎年金を受給できなくなった時」に65歳になるまで加算されます。約4.8万円(月換算)。(夫死亡時、国民年金の方は加算は有りません。)(夫死亡時に40歳未満で子供のいない配偶者も受けられません。)
- ◆その他注意点①：子供がいない30歳未満の配偶者への遺族厚生年金は5年間しか支給されなくなりました。中高齢寡婦加算は夫は受給できません(父子家庭への支援は母子家庭に比べ厳しいモノになっています)。

※一般的な項目をお伝えしています。これらはご家庭の状況に応じて変わってきますし、今後の改正などで受給要件や金額も変わっていきます。具体的にお知りになりたい方はお問い合わせください。

※本通信を今後要らない方は、お手数ですが私までお申し付けください。よろしく申し上げます。



社会保険があると助かりますね。



★たとえば・・・★

『平均年収500万円、子供2人、会社員』の場合、第一子が18歳になるまでは、遺族基礎年金10.2万円、遺族厚生年金4万円で合計14.2万円。第二子が18歳になるまでは8.3万円プラス4万円で12.3万円。第二子が18歳に到達すると遺族基礎年金の支給が終わり、かわりに中高齢寡婦加算が支給されるので4万円プラス4.8万円⇒8.8万円。これが65歳まで支給されます。65歳になると中高齢寡婦加算が終わり、奥様の老齢基礎年金が受給できるようになります。4万円+約6.5万円⇒10.5万円。ちなみに途中で再婚されると、遺族基礎年金、遺族厚生年金共に支給は停止されます。その後、再婚相手と離婚されても受給権は戻りません。

『子供2人、自営業』の場合、厚生年金保険料を支払ったことがない方であればシンプルに遺族基礎年金のみです。第一子が18歳になるまで10.2万円、第二子が18歳になるまで8.3万円。その後は有りません。あとは奥様が老齢年金を受給できるようになるまでは自助努力です。

★その他注意点②★

遺族年金は非課税である。偶数月の15日に2か月分支給される。奥様の稼ぎが高額だと受給できない事も・・・etc.書ききれません(>_<)。

発行者プロフィール

名前 : 永井 教盟 (ながい のりちか)
 誕生日 : 昭和54年12月23日 出身地 : 幡豆
 趣味 : 読書(最近メンタリストDaiGoが面白い！)
 経歴 : 2008年12月、保険業界へ転職
 資格 : 生保協会認定FP LCQS協会認定証券診断士
 : 相続診断士 住宅ローンアドバイザー

生命保険かけこみ相談室(080-6903-3880)

- 年老いた両親がそれぞれ受取人である状態にしてはいけない。
- 認知症の母がいて遺産分割協議が進まない。。。
- 相続対策で入ってはダメな保険がある。
- 亡き父の医療保険10万円を受け取って借金1,000万円を被ることに。。。
- 贈与110万円はダメ。120万円はもっとダメ。

そのお悩み解決できます！ p(^ ^)q